

令和2年第2回竜王町議会定例会（第3号）

令和2年5月29日

午前10時00分開議

於 議 場

1 議 事 日 程（第3日）

日程第 1 議第47号 竜王町特別職の職員で常勤のものものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第 2 一般質問

一 般 質 問

- 1 行政施策の見える化について……………鎌田勝治議員
- 2 西横関水源の再構築について……………尾川幸左衛門議員
- 3 新型コロナウイルス感染が再拡大した場合の対策は……………森島芳男議員
- 4 高齢者の介護予防の今後は……………貴多正幸議員
- 5 学校再開に向けて……………大前セツ子議員
- 6 新型コロナウイルス感染症対応について……………橘せつ子議員
- 7 幼稚園・小・中学校再開に関する保護者のケアについて……………中村匡希議員

2 会議に出席した議員（12名）

1番	森島芳男	2番	中村匡希
3番	福田優三	4番	鎌田勝治
5番	橘せつ子	6番	尾川幸左衛門
7番	大前セツ子	8番	澤田満夫
9番	磯部俊男	10番	貴多正幸
11番	岡山富男	12番	小西久次

3 会議に欠席した議員（なし）

4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	西田秀治	教育委員会教育長	甲津和寿
副町長	杼木栄司	総務主監	市田重宏
住民福祉主監兼 発達支援課長	奥浩市	産業建設主監	井口清幸
会計管理者	小森久美子	総務課長	間宮泰樹
未来創造課長	関司明德	中心核整備課長	森徳男
税務課長	川嶋正明	生活安全課長	寺嶋要
住民課長	中寫幸作	福祉課長	西村忠晃
健康推進課長	中原江理	農業振興課長	中山孝彦
商工観光課長	岩田宏之	建設計画課長	市岡忠司
上下水道課長	森岡道友	教育次長	知禿雅仁
教育総務課長	町田啓司	学校教育課長	山添美実
生涯学習課長	込山佳寛		

5 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	西川良浩	書	記 中野ゆかり
--------	------	---	---------

開議 午前10時00分

○議長（小西久次） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は12人です。よって、定足数に達していますので、これより令和2年第2回竜王町議会定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 1 議第 4 7 号 竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例**

○議長（小西久次） 日程第1 議第47号、竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

○町長（西田秀治） ただいま上程いただきました、議第47号につきまして提案理由を申し上げます。

議第47号、竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に伴う経費の増加に鑑み、今後の対策も含めた独自施策等の実施に伴い、町財政への負担の軽減に資するため、町長、副町長及び教育長に対する令和2年6月支給分の期末手当について支給しないこととすることから、条例の一部を改正するものでございます。

以上、議第47号につきまして提案理由を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（小西久次） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

日程第1 議第47号、竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小西久次） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小西久次） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

日程第1 議第47号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小西久次） 起立全員であります。よって、日程第1 議第47号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（小西久次） 日程第2 一般質問を行います。

質問及び答弁は、簡単明瞭に要旨のみ願います。

発言通告書が先に提出されておりますので、これに従い質問願います。

それでは、4番、鎌田勝治議員の発言を許します。

4番、鎌田勝治議員。

○4番（鎌田勝治） 令和2年第2回定例会一般質問。4番、鎌田勝治。

行政施策の見える化について。

本年5月号の広報りゅうおうに、令和2年度の予算と施策方針及び注目される事業として9事業が具体的に示されました。その多くは、重点プロジェクトとして進められている事業であり、具体的な内容が示されておりました。

一方、町のホームページを見ると、「進めています！重点プロジェクト～全体編～」として、重点施策プロジェクトにフォーカスして全部で17項目を施策として明記してあります。

問題は、その計画の内容及び進捗について一切触れていないことでもあります。どのくらいの町民の方々が広報やホームページを見ているかの議論は別として、少なくとも町行政を執行する責任において、透明性の高い行政執行を行うべきであると考えます。

以上のこと踏まえて、次の2点について伺います。

1つ、ホームページ上で重点施策プロジェクトについて具体的な計画の内容とその進捗を明記していない理由は。

2つ、令和2年5月13日時点で、対象となるウェブページには、「平成30年度は17のプロジェクトに取り組んでいます」との記載がありました。現在は、令和2年5月であります。更新する必要がない内容だから更新されないとしか思えませんが、重点施策と言いながら、その進捗が広く町民に見えない掲載方法と1年以上も更新されない現状の情報公開の在り方について、町の見解を伺います。

○議長（小西久次） 市田総務主監。

○総務主監（市田重宏） 鎌田勝治議員の「行政施策の見える化について」のご質問のうち、まず1点目の「ホームページ上で重点施策プロジェクトについて具体的な計画の内容とその進捗を明記していない理由は」の御質問にお答えいたします。

重点施策プロジェクトについては、平成29年度から町が緊急的・優先的に取り組むべき課題を整理し、年度ごとに進捗管理をしながら横断的なチームで取り組んでいるものでございます。重点施策を町民の皆様にご覧いただくために、平成30年度にホームページにコーナーを設けて概要を掲載しておりますが、議員御指摘のとおり、令和2年度になった今も当初の内容から更新ができていない状況であります。

このことについては、更新を見落とししていたことが理由であり、重点施策でありながら更新ができておりませんでした。本来ならば、進捗状況や新たな年度のプロジェクト内容について情報を掲載すべきところでありました。

次に、2点目の「重点施策と言いながら、その進捗が広く町民に見えない掲載方法と1年以上も更新されない現状の情報公開の在り方について」の御質問にお答えいたします。

重点施策は、その内容及び進捗状況を毎年度確認し、必要な見直しを内部的に行っており、その状況を広く町民の皆様にご覧いただけるよう更新すべきと認識しており、議員に御指摘いただきました後にホームページの更新を行ったところでございます。

なお、今後、重点施策のホームページ掲載については、全ての施策を単に網羅的に掲載するのではなく、特に町民の皆様にお知らせすべきタイムリーな情報を優先的に取上げるなど、分かりやすいように工夫をして掲載していきたいと考えております。

また、全戸配布の広報りゅうおうにおいては、重点施策プロジェクトの全体像や個々のプロジェクトを取上げて掲載し、情報発信をしておりますが、今後

も広報紙やホームページの掲載に加え、新聞やテレビなどでも取上げていただけるよう積極的に情報発信を行い、町民の皆様に関心を持っていただけるよう努めてまいります。

以上、鎌田議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 鎌田勝治議員。

○4番（鎌田勝治） 今の、特に1点目の、なぜホームページに具体的な内容が書かれていないのかということに対する回答ですが、全く回答になっていないとしか思えないです。私は理由を問うているわけで、私が指摘したようにできていなかったということをお聞きしたいわけではないです。

もっと言いますと、私が聞くところによりますと、このホームページの掲載については、1人の担当者をお決めになってやられていると、これは会計年度任用職員の方を採用されて、その方が担当になっているというふうにお伺いしましたけれども、問題はそこではなくて、誰を担当にしようがそれは構わないんですが、そこに情報を集めない、その体制が問題ではないかというふうに思うわけです。

その辺りを今、答弁なさった総務主監はどういうふうにお考えなのかよく分かりませんが、その点も踏まえた上で、このホームページの大事さというんですか、要するに広報りゅうおう、ホームページ、いろんなその都度その都度のチラシ、住民に周知する手段というのは幾つかあるわけですが、そのうちの1つとしてこのホームページは大きな役割を果たさなきゃならないというふうに思うわけです。

しかも、重点施策プロジェクトというのは、数年前に町民の方々を含めたタウンミーティングとかを踏まえた上で、現町長である西田町長がすごい力を入れてやられたというふうに私は理解しております。そういったものを町のホームページに掲載している、これは非常にいいことやと思うんですが、せっかくいいことをやりながら、その内容について更新されないというのは、今の答弁で最後に言われました、町民の皆様に関心を持っていただけるよう進めてまいりますというこの言葉がちょっとむなしく聞こえるんですね。非常に残念でたまりません。

今回、私がなぜこのホームページのことを取上げたかといいますと、実は2つ問題があって、1つは、やっぱり町民がこの行政から離れている一つの原因が今、行政がやっていることが見えない、そこがまず1点あると思うんです。もう一点は、これは大事なことなんですけれども、前回の定例会で私は、職員のモチベーションのことを質問しました。

要は、やっていることがあるのに町民に伝わっていない、これが非常に問題だと私は思うんです。やっぱりやっているからには、やっていることを広く町民の方々に知らしめる、そういうことによって自分たちがやったという実績を、自分たちで周りから正当に評価をしてもらえているという実感が出てくるはずなんです。それが結果的には職員のモチベーションにつながるというふうに私は思うので、その2点について今回非常に残念に思ったものですから、こういう質問をしました。

その2点についてはどういうふうに考えておられるのか、いま一度質問します。

○議長（小西久次） 杼木副町長。

○副町長（杼木栄司） 鎌田議員の再質問にお答えをしたいと思います。

議員おっしゃるように、行政の動きがなかなか町民さんに伝わりづらいと、このことは、今回のコロナ対策の中でいろんなことを我々、3月、4月、5月とやってきました。そのことがしっかりと町民さんに伝わっているのか、また、今議会でも政策的な提案をしながら、町民さんの今後の元気とかも含めて、そういった施策を打ってきておりますが、はっきり言わせて、町は何をしていくねやと、たくさんの質問を頂いたところでございます。

そういった反省を踏まえ、アナログではございますが、区長さんを通じて都度都度、大変御苦勞を願うわけでございますが、区民の皆さんに町の情報、コロナの状況を発信してきたり、さらには施策についてもできるだけ分かりやすく、子育ての世代にこういう対策を打ちましたとか、こういうことを含めて発信をさせてもらったところでございます。そういった意味から、今まで我々が情報公開とか情報発信、こういったことについては、やはりさらに考えていかなければならないということを痛感したところでございます。

情報公開の制度については個人情報等の制限がございます、そういったことの条例等は設けておりますが、情報発信に対するマニュアルとか、情報発信に対する指針というのは、はっきり申し上げまして、トータルでは定めておりません。できるだけいろんな情報を町民に発信しようと、広報、ホームページ、こういったところで発信しようと、できるだけ広報に記事を集めてくれとかいうことも含めて分かりやすくやってきたつもりでございますが、そういった指針が少し整理できていないので、この際にやはり広報ですること、ホームページというのは、恐らくタイムリーに変化も伝えられますし、そして今や若い人と言うのはおかしいですけども、スマホを持っておられる方に情報を伝える、最短で最善の施策

かなと思っておりますので、そういったことも工夫をしてみたいと思います。

そういった意味で、我々は発信をしてきたつもりではございますが、さらに少しそういった発信の方法を整理しながら、また、発信をするということは点検をするということになりますので、そういった部分で今回を機に整理をさせてもらいたいと思います。

あわせて、おっしゃるとおり我々がそういった形で我々の仕事ぶりを見ていただく、住民サービスの向上につながっている仕事を見ていただくということを含めて、行政側の職員としてのモチベーション、そういったこともしっかりと体感できると思いますので、そういったことに努めてまいりたいと思います。

鎌田議員への再質問の回答とさせていただきます。

○議長（小西久次） 鎌田勝治議員。

○4番（鎌田勝治） 先ほどの私の再質問の内容が悪かったのかもしれませんが、今、手元にホームページの一部抜粋をしてみたいものがあるんですが、先ほど申し上げた重点プロジェクトに特化しますと、ここに17項目、先ほど申し上げたようにプロジェクトが載っているわけですね。それぞれ3つのカテゴリーに分かれて、「将来を見据えたランドデザインの策定をめざして」という内容で6項目、それから、「活力あるまちづくりをめざして」ということで6項目、最後に、「安心・安全のまちづくりをめざして」ということで5項目、合計17項目が挙がっております。

この内容を見てもみますと、例えば、1つ目のカテゴリーの「将来を見据えたランドデザインの策定を目指して」というものに対して、まず1番目の「ランドデザイン策定とコンパクトシティ化検討」という項目があります。この内容を見てもみますと、「30年後の竜王町って？ランドデザインを描きます。公共施設や住宅地を含めた中心核を形成する農村型コンパクトシティの手法を検討します」、その次が「公共施設等総合管理計画の推進」ということで、これもいろいろ内容が書いてあるんですが、最後が「図ります」、その3つ目が、同じく、今度は「教育施設のあり方検討」ということで、末尾が「検討します」。大体が、今掲載されている内容は、「検討します」、「図ります」というような文言で実は最後の末尾が終わっているんですね。

私、ここがもったいないと思うんです。せっかく今言った3つだけでも、大分進んでいるじゃないですか。私が知る限り、かなり進んでいると思います。最初に町長がおっしゃった、重点的にこれをしていくんやという意気込みが感じら

れる内容になっているじゃないですか、現在。それがもったいない。それを強く私は申し上げたいと思うんです。

今度検討いただくということなので、ぜひこういう書き方の問題も含めて、例えば、ホームページですから一目瞭然で見やすいようにするんやというのはもちろんあるでしょう、それはそれでいいと思うんです。だから、この1ページ目はこれでいいかもしれない。じゃあ、この内容を見たい人がいたときに、内容がもっと細かく見られるようなものにジャンプする、いわゆるリンクさせてジャンプさせるような、そういうデータの出し方ってあると思うんです。そういったことも含めて、ぜひ再考いただければと思いますので、よろしくお願いします。

これで私の質問を終わります。

○議長（小西久次） 西田町長。

○町長（西田秀治） 鎌田議員のいろんな御提言、ありがとうございます。もちろん我々が全てのいろんなことについて完璧にできていない、その1つがホームページの更新だったろうと思いますので、そのことについては、やはりもう少し目配りをしながら、町民さんに見てもらおうという観点でチェックをしていかないかんだらうと、そういう思いを強くしております。

あわせて、17項目という項目を挙げたのは、やはり竜王町の町政をどう進めていくかという観点の中で大きな課題として整理をし、これを職員の中で共有しながら町政を進めていくという観点で、私がいろいろ考えながら、また職員の協議も踏まえて挙げたものでございますので、ある意味全く新しい、取組自体は民間で幾らでもやっていることですけれども、この町の中でこういうプロジェクトという取組、これは組織横断的に、本来、町の行政は縦割りの部分が多うございますので、税務は税務という世界の仕事をするわけですけれども、それだけではこの町政の全体のまちづくりというのは進められないので、では、税務担当の課長をこのプロジェクトチームの中に入れながら進めると、こういう取組をやってきたわけです。

だから、おっしゃるように、併せて情報公開についても可能な限り新聞、マスコミも含め、今、町のいい点、悪い点、また課題についても広報してきたところですが、まだまだ改善の余地があることは十分、今のお話も含めて認識しておりますので、やはり次には、今おっしゃったような論点も入れて、見やすく、分かりやすく、また、関心を持っていただけるようなものにしていくということが、まず我々としても大事だらう、また、町民の方々から関心を持っていただく

ということについて、もう一段高いレベルでの工夫がもちろんいるのかなと思います。そのところは議員皆さんの御意見も頂きながら、どうすれば関心を持っていただけるのだろうか。

もちろん皆に関心のある項目というのはあると思いますけれども、例えば、子育てであれば子どもの学童問題とかいう、その局面に限れば、もちろん皆さんに関心を持っていただけるけれども、町政全般ということになるとなかなか難しい面もございますので、そういうことも含めて適切な情報発信ができればもっと良くなっていくだろうと思います。重要な論点だと思しますので、参考にしながら進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（小西久次） 次に、6番、尾川幸左衛門議員の発言を許します。

6番、尾川幸左衛門議員。

○6番（尾川幸左衛門） 令和2年第2回定例会一般質問。6番、尾川幸左衛門。

西横関水源の再構築について。

令和2年第1回定例会で災害時における緊急水の給水についての質問を行い、震災時の水道の給水は、地震発生から4日以降は、飲用、水洗トイレ、洗面等まで1日1人当たり20から30リットルの給水が必要であると説明した。これは、町全体で1日当たり360リューベにもなるが、回答では、「滋賀県及びこれまでも全国各地での震災、豪雨災害等で給水活動されている日本水道協会と連絡調整による支援に加え、町独自に関係事業者と締結している災害応援協定により、給水車や人的応援、また、事業所で使用されている井戸水についても確保できるように備えているところです」とあった。

しかし、私の質問は、東南海・南海地震による超広域震災になる可能性の高い時の対応である。

回答中の関係事業者の水道施設は、レベル2対応で、災害時にも給水が可能か、また、超広域震災では付近の市町も同じ状況になっていると想定するが、日本水道協会と連絡調整による支援で、早急に1日当たり360リューベの水道水が確保できるのか、これらは、水量が確保できることを検証しての回答なのか、災害時の水量は、ほかに頼ることより、自己水源で対応するのが水道としての考え方であるのではないのか、本町の自己水源は、休止している西横関水源があり、認可を得ており容易に再構築できるのに、どうして早急に再構築して町民に安心を与えてくれないのか、町の考え方を伺います。

○議長（小西久次） 森岡上下水道課長。

○上下水道課長（森岡道友） 尾川幸左衛門議員の「西横関水源の再構築について」の御質問にお答えいたします。

令和2年第1回定例会で、「災害時における緊急水の給水について」の御質問に対し、1点目として、竜王町防災計画において1人1日3リットル、2日程度の飲料水を確保することが明記されており、配水池において1週間程度は確保できること、2点目として、給水活動の応援は滋賀県及び日本水道協会の支援を受けること、3点目として、災害応援協定による事業所の井戸水を確保できるように備えていることを回答させていただきました。

議員御質問の1点目、関係事業所の水道施設はレベル2対応で、災害時にも給水可能かにつきましては、当該施設においてはレベル2地震動を想定した施設ではないとお聞きしておりますが、災害時に給水が可能な状況であった場合において、その中で可能な範囲での支援をお願いしているものでございます。

次に、御質問の2点目、1日360立方メートルの水道水が確保できるのか、水量が確保できることを検証しての回答なのかにつきましては、厚生労働省が示している応急給水量の目標設定例では、地震発生から3日までが1人1日3リットル、7日までが20から30リットルとなっておりますことから、まず、被災から3日までが1人3リットル掛ける1万2,000人掛ける3日で108立方メートル、4日から7日までが1人30リットル掛ける1万2,000人掛ける4日で1,440立方メートル、合わせまして1週間の非常時確保水量は1,548立方メートルとなります。

一方、山中配水池及び薬師配水池は合わせて4,600立方メートルの貯水量であります。被災時に配水池が満水とは限らない状況を考慮し、現在運転をしております水位下限で、さらに薬師配水池の片槽のみで計算しますと、3,012立方メートルが貯水されます。よって、1週間程度の水道水は確保できると回答させていただいております。

次に、御質問の3点目、他に頼るより自己水源で対応するのが水道としての考えではないか、及び4点目、西横関水源の再構築につきましては、人口の減少傾向に伴い給水人口も減少傾向にあることや利用者の節水意識の向上などに伴い給水人口も減少傾向にあることから、竜王町水道事業ビジョンにおいて、当面の間、整備は行わないこととしておりますが、災害時において多系統による水の確保に備えおくことは重要と考えますことから、協議を重ねながら上期を目途に方向性を見出してまいりますので、議員のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

以上、尾川議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 尾川幸左衛門議員。

○6番（尾川幸左衛門） 再質問します。

回答を整理しますと、この前、お話のありましたほかの水源の水量というのは、検証して当てにはできないというような回答に思いますが、そして、配水池の今の貯留容量で、ほぼ3分の1の水量で応急水の対応ができると、これは配水池というのは普通そういう機能をどこの配水池も持っております、ほぼ4時間分持ちなさいという指針になってますので。

この答えはこのようになると思うんですけども、もう一つ、水道の耐震指針とかに出しておりますのに、災害時には、1系統の水源だけじゃなくて、もう一系統持ちなさいというのが水道協会から言われております。これを、どういうことか細かく説明をさせていただきます。竜王町の場合に当てはめて説明します。

竜王町は今、企業庁から湖南用水という水をもらっております。それは、馬淵の浄水場から八日市から八幡の辺りの山の上の調整池に上げて、そこから分水して竜王町の山中配水池に入っております。この管は、耐震管ではありません。水道管というのは、耐震管と耐震管ではない管がありますけれども、東南海地震が発生したとき、耐震管でない管は破損する可能性が非常に高いです。東南海地震が来たときに破損しましたら、竜王町は最後に来てる管が400ミリでございます。400ミリの管が破損した場合、どのくらいで復旧できるかいうたら、そんな管の在庫って、ほとんどすぐには手に入らないと思います。そんなものが1週間ぐらいではなかなか復旧できない。

そうしたとき、東南海地震が発生する、そうするとどうなるかという、配水池の緊急遮断弁という弁がありますから、これが地震の震度で止まります。そして、先ほど課長が言っておられるように、配水池に水がたまります。

しかし、たまる前にひよっとしたら消火栓とかそういう活動で地震の前に出ていくかも分かりません、小さい地震で。だから、配水池というのは、計算どおり水が残ってないかも分かりません。

しかし、応急のそういう水は対応できると。そして、応急の水が対応できてきたら、もし私でしたら、飲み水はそこから給水車が運んでくれる、そして、食器を洗う水とか、そういう水も1週間は運んでくれると。

それからの水はありません。竜王町において水源はないんですから、ないわけです。そうしたときにどうするかといったら、もう家の前の川の水をくんで使わ

ないといけません。そんなことが今の災害が予想される中で、どうしてそういうことをしなまずいのかと、非常に疑問に思います。

そして、水道水は、御存じのように塩素が入ってますから感染症も防げますけれども、川の水を使っていたら、そういう感染症が発生するかも分かりません。そういうような怖いことになっているのに、なぜ西横関水源はしないのか。県には「やりますよ」と言うて、認可の申請を上げとくんですよ。そして、どうしてやらないのかと、水がなかったら川の水をくんで下さいということになっているのか、ここらの考え方が私は、物すごく疑問に思うんですわ。それが具体的なお話で、今の質問でございます。

日本水道施設耐震工法指針の中に、はっきりと複数系統の水源は持ちなさいと書いてるんです。そやけど、竜王町は要らないと言うてる。これはちょっとおかしいんじゃないかなと、私はそう思います。

最後の結びで、課長は検討するという、協議を重ねながら上期をめどに方向性を見出してまいりますということを書いておられますので、ぜひともそういうふうにしてもらわないと私も困りますし、私の近くの松が丘区ですと川もありませんから、本当に水がないのにどうするのかと。今、新型コロナウイルスでマスク不足で困っている以上に水不足でしたら、もう大変なことになると思います。

そしてもう一つ言わせてもらいますと、今、自己水源がないのは、滋賀県で竜王町だけなんです。だから、阪神・淡路大震災、全ての震災のときも、竜王町みたいに特殊なところはほとんどないですよ。自己水がなく、そして用水供給だけに頼っているところ、そこらをもう少し考えていただいて、町民に安心を与えるような活動をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小西久次） 井口産業建設主監。

○産業建設主監（井口清幸） ただいまの尾川幸左衛門議員さんの再質問に対し、町の考え方について説明をさせていただきたいと思います。

まず、西横関の水源の再構築につきましては、基本的には町の水道事業の、今後どのように計画していくかという一つの大きなテーマだと思います。

その中で、まず、災害時におけます飲料水の調達・確保ということでございまして、今議員からお話がありましたように、多系統の水源を確保するというところでございます。現在、町のほうでは、まず基本的な話として、災害時の対応として、町の防災計画でございましてけれども、町の対策も含めて各家庭におきまし

ては、飲料水を初め最低限の、要は備蓄品の3日程度の確保をお願いしたいという事を申し上げております。それがどのようなことかというのは実態はつかんでおりませんが、そのような啓発をこの間、行っているというのが前提でございます。

そして、多系統ということで考えられることといたしましては、今、回答の中でございましたように、協定に基づく民間企業と締結しています井戸の活用、これについては、耐震なり、レベル2の強度がないということでもございます。

そしてもう一つが今、自己水源の山中の水源地、それから薬師の貯水池ということで、量的にはクリアはできるというふうに思いますし、ただ、大規模災害時には、そこへ通じる道とか、いろんなインフラがどうなっているかということもなかなか想定しづらいということでもございまして、貯水能力としてはあるということでもございます。

そしてまた、町の災害時の備蓄品ということでございますが、その中で飲料水については、500ミリリットルのペットボトル、それから2リットルのペットボトルの備蓄があるわけでございますが、これが約6,700リットルでございます。数字でいきますと1日目程度はこれでいけるかなということと、あと、先ほどありましたように、広域的ないろんな支援を頂くというような協定等もございます。

あともう一つは、先ほど川の水とかいう話があったんですが、町のほうには、今現在2台の浄水装置というものがございまして、平成9年と平成10年に1台ずつ購入しております、1台当たりの能力が1日96立方メートルということで、2台で約200立方メートルの飲料水が確保できる装置がございまして、先ほど1週間に必要な水の水量が1,548立方メートルという話がございました。単純に7日間で割りますと、1日当たりが220立方メートルということで、この浄水装置2台でフル活動いたしますと、おおむね約200立方メートルの水が確保できるということで、おおむねその数字に近づくというところでもございます。

ただ、その水が安全かというところもございまして、水質検査なり、そういうことはしようかなというふうに思いますし、過去にもそうした実証を行ってきたところでもございます。

川の水ということではなしに、町が今考えておりますのは、例えば、竜王町には多くのため池がございまして、一つの例を申し上げますと、国道477号線にご

ございます滋賀竜王工業団地の東側にあるんですが、例えば仁殿池ですね、この水については山の良質な水かなという、透明性も高いということで、この貯水能力が20万立方メートル、20万トンの水がたまる機能となっております。

こういう他系統の水を、今申し上げた浄水装置等を活用するというので、町の防災計画に載っておりますし、そうしたのも一つの方法かなというふうに考えてもでございます。価格的にも1台100万円から10立方メートルのタイプで350万円程度ということで、それだけの確保ができる装置でありながら比較的安価でいけるかなと思っております。

あと、全体の話といたしまして、西横関水源の再構築につきましては、竜王町の水道事業の今後長期で見た10年、20年の中で、やはりどのように考えていくのかということで、もう少し時間が要るかなというふうに考えております。先ほどございましたように、災害時の対応なり、また、全体の町の水道事業の運営も含めまして、課長のほうから回答申し上げましたように、今年度の上期の中で方向性を決めていきたいなというふうに考えてございます。

尾川議員におかれましては、これまでの間、いろんな豊富な経験と実績、また専門的な知識をお持ちでございますので、町の上下水道事業の健全運営に引き続き御指導と御鞭撻いただきますようお願い申し上げます、再質問の回答とさせていただきます。

○議長（小西久次） 西田町長。

○町長（西田秀治） 御提言、ありがとうございます。長々といろいろ説明しましたが、要は、竜王町にとっていかなる方策が必要で、町民を守るという観点からどれが一番いいのかという議論を深めてもらおうと、期限を一応切っていますので、上半期で一定の結論を出してもらおうと、それは上下水道の協議をするべき委員会がありますから、我々としても行政サイドだけじゃなくて、そういう機関との議論もすると、そういう中に一定の、今いろんな御提案を頂いたものをどう評価をして、どうするのが一番いいのかということをしつかりと定めたいというふうに私も思います。

ずるずると引っ張っている議案ではなくて、いつまた同じような巨大災害が起こる可能性もあります。費用対効果も考えながら水源の活用をするかどうかということは、最終的に議員の皆さんに御判断いただくことでもありますので、何とか早めに、後で後悔しないようにしておきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（小西久次） 次に、1番、森島芳男議員の発言を許します。

1番、森島芳男議員。

○1番（森島芳男） 令和2年第2回定例会一般質問。1番、森島芳男。

新型コロナウイルス感染が再拡大した場合の対策は。

新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言の期間が5月14日に解除された。新規感染者数も減少に転じ、感染状況等が抑制されたような状態でも、冬期には再び新型コロナウイルスが猛威を振るうのではないかと懸念され、また、インフルエンザの流行時期でもあり区別がつきにくく、今からそのときのために町民・学校・園に対して対策を打つべき準備が必要であると考えているが、見解を伺います。

○議長（小西久次） 寺嶋生活安全課長。

○生活安全課長（寺嶋 要） 森島芳男議員の「新型コロナウイルス感染が再拡大した場合の対策は」の御質問のうち、インフルエンザの流行時期である冬期の新型コロナウイルス感染症対策についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症については、緊急事態宣言は解除されたものの、現時点で有効なワクチンがなく、治療薬も治験等は進んでいますが、普及するにはまだ時間がかかると言われているところです。このため、再度感染が拡大する可能性もあることから、引き続き感染症対策の徹底が必要と考えております。

また、インフルエンザについては、今年は新型コロナウイルスの感染拡大により、手洗いやマスクの着用など一人一人の感染予防意識が高まったことで、インフルエンザ患者数は半分以下に減っており、予防対策の効果が出ていると考えられています。

しかしながら、議員御指摘のとおり、冬期に新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの流行が重なることも想定されますことから、町民の皆様には、まずはインフルエンザに対する可能な対策として予防接種を受けていただくよう啓発をまいります。

併せまして、「3密の回避」、「身体的距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い」を初めとした基本的な感染症対策はもとより、国が示した新しい生活様式が日常生活の様々な場面で実践され、定着するよう、引き続き町民の皆様呼びかけていきたいと考えております。

今後の感染拡大に備え、先日、第1次対策補正予算を議決いただきましたマスク、消毒液等の必要な資材の早期確保に努めているところです。また、国や県な

ど今後の動向を注視し、町民の皆様に感染防止の適切な行動を取っていただけるよう、正確な情報を確実にお届けできるようにしてまいります。

以上、森島議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 山添学校教育課長。

○学校教育課長（山添美実） 森島芳男議員の「新型コロナウイルス感染が再拡大した場合の対策は」の御質問のうち、学校・園における冬期の新型コロナウイルス感染症対策についてお答えいたします。

6月から学校・園を全面再開するところですが、社会全体が長期間にわたり新型コロナウイルスと共存していかなければいけないという認識に立ち、また、新しい生活様式を遵守するとともに感染予防対策を講じ、子どもたちの安全・安心を最優先に考えた学校・園における教育活動を推進してまいります。

再開後も学校・園では、基本的な感染症対策である手洗い、うがい、マスクの着用と3密を避け換気を徹底するなど、基本的な集団感染へのリスク対応に努めてまいります。

一方、家庭において、ウイルスへの抵抗力を高めるため十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事を心がけていただくよう働きかけていきます。また、担任や養護教諭から、児童生徒の発達段階に応じて新型コロナウイルス感染症やインフルエンザに関する正しい知識や感染症予防に対する指導を継続して行うために、学校だよりや保健だより等を通じて保護者の方に啓発してまいります。

以上、森島議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 森島芳男議員。

○1番（森島芳男） 去年は、インフルエンザの流行が余りなくて、大体インフルエンザというのは、隔年といいますか、今年は大変流行するのではないかなというふうに考えているわけでありませけれども、先ほど回答いただいた中で、やっぱり高齢者の方、また一人の世帯の方の対応についてでありますけれども、そんなときに熱が出たという場合に、新型コロナウイルスの場合ですと、電話で問合せをして回答を聞いて、それからどうするか、4日間待って、それからまた2日間待って、そういう対応をするようになっているわけでありませけれども、これがインフルエンザになってきた場合に、年寄り、これが新型コロナウイルスかインフルエンザか分らんというような場合にも、やっぱり電話で聞いて、それから自分で判断するのか、独りの場合やったら隣の人に聞きに行くのか、そういうような場合にどうするのかというようなことを、やっぱり町として考えていただ

いて、それをいろんな状況の中での説明、または自治会を通じて説明してやるというような状況が必要ではないかなと思うわけでありませけれども、その辺のお考えをお伺いいたします。

○議長（小西久次） 中原健康推進課長。

○健康推進課長（中原江理） 森島議員の再質問にお答えいたします。

現在、町内の医療機関では、お熱が4日間ある、ないにかかわらず、風邪症状があるということで電話での相談というふうになっております。また、医院によっては、来院されたときにお熱がある状態を計った後、別室に通されたりというようなことで、それぞれの医療機関での対応は異なっておるというふうには伺っております。

今、御心配をいただいております高齢者の方が独りで受診されて、その間、待ちながら御自分の体調をどういうふうに守っていったらいいかというふうな御質問であったかと思っておりますけれども、まずは今、新しい生活様式が提唱されておまして、御自身の熱を毎朝測っていただくというようなことで、ふだんと違うというふうな状況を御自身でぜひ確認し続けていただきたいなと思っております。

また、お一人暮らしの方や介護を受けておられる方、相談の窓口であるケアマネジャーさんや民生委員さん等もおられると思っておりますので、そういった関係機関の方にも今後の受診方法についてもまたお知らせをしたり、また御相談申し上げながら、インフルエンザ等の対策も重ねてさせていただきたいというふうにご考えております。

以上、森島議員の再質問への回答とさせていただきます。

○議長（小西久次） この際、申し上げます。ここで午前11時15分まで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時15分

○議長（小西久次） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、10番、貴多正幸議員の質問を許します。

10番、貴多正幸議員。

○10番（貴多正幸） 令和2年第2回定例会一般質問として、高齢者の介護予防の今後については伺います。

平成12年度から導入された介護保険制度も早21年が経過しようとしており、今年度は、来年度からの3年間にわたる第8期の介護保険事業計画を策定する重

要な年度であります。

平成12年度当初の第1号被保険者における月額介護保険料基準額は2,682円、要介護認定者数は196人、平成21年度の月額介護保険料基準額は3,335円、要介護認定者数は374人、平成30年度の月額介護保険料基準額は5,900円、要介護認定者数は535人と右肩上がりとなっています。要介護認定者数が増え、要介護高齢者にとって重要な受皿である事業所の参入などもあり、サービス利用が増えたことから、結果として介護保険料が増額傾向にあるのは致し方ないと考えますが、一方で、要介護状態とならない高齢者を増やす介護予防施策が重要であると考えます。

そこで、第8期の介護保険事業計画はどのような方向性をもって策定されるのか伺います。

次に、新型コロナウイルス感染予防のため、各自治会でのおたっしや教室等は開催されていないように思われます。現在の状況がいつまで続くか分からないが、介護予防施策について町の所見を伺います。

○議長（小西久次） 西村福祉課長。

○福祉課長（西村忠晃） 貴多正幸議員の「高齢者の介護予防の今後は」の御質問にお答えいたします。

現在、国においては、第8期介護保険事業計画の策定に向け、基本指針について議論がされていますが、団塊世代が75歳以上となる2025年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備、地域共生社会の実現、介護予防・健康づくり施策の充実・推進、認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進等が盛り込まれる見込みであり、介護予防についても引き続き介護保険事業計画の重要な柱として位置付ける必要があります。

介護予防の第一義的な目的は、介護となる要因に働きかけ、介護が必要となる時期を遅らせることであり、このことは要介護状態となった場合においても、可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができることにつながります。

本町における高齢者の介護が必要となる要因としては、認知症の発症、生活習慣病等の持病の悪化、関節痛や筋力低下等による歩きづらさ等が挙げられます。介護予防の取組を継続的、効果的に行うには、個人の意識の醸成と地域全体で取り組んでいく環境が重要となります。

本町といたしましては、平成17年度からおたっしや教室の地域での開催支援

やふれあいプラザでの生涯現役事業の実施など、身近な通いの場の確保に努めてまいりました。通いの場への参加を初めとして、人との交流が認知症予防や歩行能力の維持等につながるため、今後も通いの場の開催支援を介護予防の取組の軸として考えております。

生活習慣病の悪化防止については、ベジ7（セブン）チャレンジ、血圧チャレンジの取組を軸として今後も進めてまいります。

関節痛等の使い痛めの防止等は、専門的な知識が必要となりますので、リハビリテーションの専門職に協力いただき、啓発内容を検討してまいります。なお、現在、竜王町国民健康保険診療所（医科）の再整備を進めていますが、リハビリテーション機能の拡充を計画していますので、地域ケア会議等での事例研究、対策検討等に係る連携についても検討してまいります。

現在、第8期介護保険事業計画の策定に向けて、昨年度に実施した日常生活圏域ニーズ調査の結果を分析し、町の状況にあった介護予防の取組を検討しているところであります。分析結果や今までの本町の取組等を踏まえ、第8期介護保険事業計画に具体的な介護予防の取組を記載し、経年的に実施・評価をしてまいります。

次に、現状として、新型コロナウイルス感染予防のため、各自治会でのおたっしや教室等は開催されていない中での介護予防施策についてですが、地区及び行政主導で実施している集まりが制限されています。緊急事態宣言が解除され、今後徐々に地域での活動が再開されることと思います。新型コロナウイルスの感染拡大を予防しつつ、地域の中で健康の維持と介護予防を進めていただけるように、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い等の新しい生活様式を踏まえ、運営方策についても、国、県から示されるガイドラインを注視し、事業実施に係る方法や人数、時間、場所等の適切な規模、必要な衛生備品等を提示する等、情報提供を行うとともに支援をしてまいります。

以上、貴多議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 貴多正幸議員。

○10番（貴多正幸） 非常に丁寧にお答えいただいたんですが、私の率直な意見といたしまして、軽いと言ったら失礼ですが、さらっと答えを頂いたかなというふうに思います。

というのも、私はこの第8期、今まで7期が済んできて、いろんな中身も充実した計画を作っていただいていると思うんですが、やっぱりこの課長の回答に

もあったように、2025年には団塊世代の方々が75歳となるこの時に、例えば2025年に75歳になる人が急に認知症になったり、急に歩けなくなったりするわけではないので、やっぱりそれまでに予防をしていただかなければならないと思ったので、こういう質問をさせていただきました。

そこで、第8期の介護予防事業計画がどのような方向性をもってということをお願いしたんですが、この回答の中身を見てみますと、例えば、平成17年度からのおたっしや教室云々で、生涯現役事業や開催の支援や身近な通いの場の提供を努めてきた、次に生活習慣病の悪化防止については、ベジ7（セブン）チャレンジや血圧チャレンジの取組を軸として今後も取り組むとあります。また、竜王町国民健康保険診療所（医科）の場合はリハビリテーションの機能を拡充するということで、非常に場の提供に重視した回答を頂いたように思うんです。

けれど、実際に場を提供されても、行けなかったら意味がない。だから、行けない方たちに何をするかというのを、実は聞きたかったんです。

この第7期のいきいき竜王長寿プラン、第7期の介護保険事業計画の中に生活支援・介護予防の充実という欄があるんですけども、その中に今後の課題とされているところに、平成28年度より実施している介護予防日常生活支援総合事業については、利用状況等を踏まえ、経過を見守る必要がありますというふうにされています。竜王町の介護予防日常生活支援総合事業によるサービスというのは、現行の訪問介護相当に当たる事業、並びに現行の通所介護相当に当たる事業、そして、これが竜王町の特徴かなと思います、通所型のサービスA型をされていると。

じゃあ、実際にこの課題にもこういうふうには書かれていますが、今、どういった課題があって、どういった課題を解決するのに、どのような手段を持ってもらえるのか、まずそれを1点聞きたいと思います。

そして、これに当たっては地域支援事業ということになるんですけども、介護保険法の第115条の45には、地域支援事業が書かれていまして、市町村は、被保険者の要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準にしたがって、地域支援事業として次に掲げる事業を行うものとするというふうに明記されています。

具体的に今後、何をしていくのかということをお聞きしたいんです。だから、そこをお願いしたいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染のためということを書かせてもらいました。その前文で僕は、要介護状態とならない高齢者を増やす介護予防施策が重要であるというふうに考えているので、そこにも述べているんですが、最後に介護予防施策について町の所見を伺うということでお聞きしたんですが、新型コロナウイルスの感染で非常に大変なときではありますが、それについてお答えを頂いていたんですが、実はもっと大きく、介護予防施策をどのように考えているのかということをお聞かせ願いたかったんです。十分に新型コロナウイルスの感染についての対処は分かったので、具体的に介護予防をどのように考えておられるのか、またお聞かせ願いたいと思います。

何でこんなに予防が重要かなというふうに考えるかといいますと、この定例会も新型コロナウイルスの感染について、それがすごくウエートの高い定例会になったというふうに思っています。

その中で、もしも新型コロナウイルスに感染しないワクチンができれば、皆さん打ちませんか。打ちますでしょう。インフルエンザもそうですよ。かかるか、かからないか分からない状態の中で予防注射するわけですよ。なぜかと言ったら、かかりたくないから。かかっても軽くなりたいから。でも、打たなくてもかからない人もいます。けれど、打つんですよ。

そういったことで、何で介護予防が大切かという、多分ここにいる皆さんは、私は認知症にならないと思っておられるわけですよ。介護を必要とするような高齢者に、自分はならないと思っている。だから、その意識を変えていかないと駄目だというふうに僕は思うので、そういったことで何をされたか。

だから、具体的に言うと、その受皿を作るのは大事ですが、かからないために、あなたもいずれかかるんですよという啓発を今後、僕はして欲しいと思うのでこういう質問をしているわけで、具体的に、例えば生活習慣病の悪化防止については、ベジ7（セブン）チャレンジ、血圧チャレンジの取組を軸として今後も進めてまいりますとありますが、この2年とちょっとで具体的に町の職員さんが何をされたか。例えば、先ほど西村課長の答えにもあった場の提供、場の提供だけを職員さんがされたのか、だから、具体的に職員さんが何をされたかについて聞きたいと思います。

○議長（小西久次） 西村福祉課長。

○福祉課長（西村忠晃） 貴多正幸議員の再質問について御回答いたします。

まず、新総合事業に係る実施状況についてでございますけれども、新総合事業

につきましては、従来の介護予防給付で行われておりました訪問、それから通所に関する介護について新しい枠組みの中で多様な担い手を創出して、その主体となってサービスを提供し、多様なニーズに応じていこうというようなところの狙いがあったかと思えます。

現在のその実施状況につきましては、議員御指摘のとおり、竜王町におけるそのサービスにつきましては、訪問と通所があるわけでございますけれども、竜王町の多様な担い手の1つとしては、通所型Aというような形で実施しているところでございますが、その主体については、御指摘のとおり、現在のところ介護事業所が担っておるところでございますので、そういったところにつきましては、今後8期計画の中で地域住民の方が主体となる動きができるのかどうか検討してまいりたいところでございます。

ただ、新総合事業の枠組みの中でできるのかどうかということもございまして、現在実施していただいている住民さんの動きの中で、そういったものが可能かどうかというのは考えていくところかなと考えております。

具体的にどういったことをしていくのかというようなところでございますけれども、介護予防に関しましては、国のほうからも、地域住民が主体的に動いて介護予防の事業を実施していくということが非常に肝要であるという示しがあるところでございます。主体となったところで、地域の中での特性を生かして住民さんの中で、集団の中で企画いただいた事業を実施していただく、先ほどの新総合事業の中でも多様な担い手と言いましたけれども、その中で参加していただく中の効果の1つとしましては、役割、社会参加といったところで生きがいにつながったりすると、それがひいては介護予防につながっていくんだという狙いもあるように聞いておりますので、そういったところを考えながら第8期の計画の中で盛り込んでいきたいと考えております。

ただ、現在、関係課の調査、それから社会福祉協議会さんへの調査の中で、地域の中でどのような事業が展開されているのかというところにつきましては、一応140ほどの事業が展開されていると把握しております。

中身につきましては、趣味活動であったり、サロン活動、それから先ほど言った新総合事業の中での活動もあるわけではございますけれども、そういった集い、通いの場がありますので、そういったところをこの8期の計画の中で、先ほど言いました住民主体の活動、そういったところにつなげられるのかどうかというところは、現在のニーズ調査等の町民の意向も踏まえて検討してまいりたいと考え

ておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、回答といたします。

○議長（小西久次） 中原健康推進課長。

○健康推進課長（中原江理） 貴多正幸議員の再質問にお答えをいたします。全般的な地域活動の実際について御説明をさせていただきたいと思ひます。

健康推進課では、竜王健康ベジ7（セブン）チャレンジの取組を始めておりますところす。単に介護予防のみならず、健康も併せ、健康寿命延伸も併せた形で、おたっしや教室等の運営についても支援をしておるところす。

通常ですと、今年度につきましては、新型コロナウイルスの関係で研修会等を実施できませんで延期となっておりますけれども、おたっしや教室のサポーターの窓口の方に通常ですと講習会を実施し、その情報提供等を行っております。この第7期になりましてから、健康寿命ということをテーマに、おたっしや教室の窓口担当者のみならず、区長さんや健康推進員さん、また健康に関心のある方を対象に変更いたしまして、地域の皆さんが丸ごとで地域での様々な活動を進めていただけるような研修、意見交換の機会を設けております。このことが1点、一つの変化ではないかなと考へております。

また、議員御指摘のように、必ず皆さん老いるということがありまして、介護が必要な状況が想定されるわけすけれども、健やかに老いていただくためには、健康寿命と介護予防は一体的に進める必要があるというふうに考へております。健康寿命延伸のためにも、病気の予防と虚弱の対策、これは、虚弱の対策をすれば健康をまた取り戻せることができる状態を言ひまして、「フレイル」というふうに最近言われておりますけれども、多くが関節等の運動の病気、運動部分や栄養のところから様々な問題が起こってくるというふうに言われておりますので、そういったところにつきましても、ベジ7（セブン）チャレンジの中にも取組ながら、一緒に介護予防も一体的に実施できるように、現在、この7期では進めてまいりました。

あと、新型コロナウイルスに関してですけれども、実際、新しい生活様式を取り込みながら、3密を避けながら地域で交流していただくのは、大変難しいことではないかというふうに手探りの状況です。先の回答にもありましたけれども、今後、健康推進員さんを通じて、開催がしていただきやすいようにマスクを配布することでありましたり、また、開催時に保健師がお邪魔いたしまして、どうしたら3密を避けながら、感染を予防しながら運営をしていただけるかということ

を、一緒に考えさせていただこうというふうなことを現在考えております。

まだまだ手探りな部分もございますけれども、何よりも健やかに老いていただき、介護が必要な時期をできるだけ遅らせていただくというふうなことができるように取り組んでまいりたいと考えております。今後もまた御指導いただきながら進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

貴多議員への回答とさせていただきます。

○議長（小西久次） 貴多正幸議員。

○10番（貴多正幸） この2年と少し、7期の間何をしてきたかという具体的なことを聞かせていただきまして、本当に職員の皆さん、頑張って仕事していただいているなというふうに思います。

私、実は社会福祉協議会で勤めていまして、平成12年だったか13年だったか、すこやかサロンというものをやっています、町内のふれあいプラザ等に回ったり、岡屋の集会所を借りてやってたんですけども、当時担当しているときに、やっぱり住民さんというか、利用者のなられるであろう方たちに申込みをされるんですが、あの人は行かはったら私も行きたいわと、やっぱりどうしても一人で行くのはなかなか嫌みたい。その後、私は町内にある事業所に行って、ケアマネジャーもしていたんですが、そこでもやっぱりそうなんですよね。デイサービスに行ったらどうですかと本人さんとしゃべっていても、「私一人で行くんはちょっと嫌やわ、誰々さんが行かはるんやったら行きたいわ」というような、そういうやり取りがあったんですよね。なかなか一人で行きたくはないような風潮が町内に見られるのかなというふうに思っています。

だから、そういった事業所に任せるのではなく、例えば以前みたいに社協さんにでも委託とかで、要支援とか要介護状態になっておられない方に対して、そういったサロンのものを今後していくような考えはないですか。やっぱりそういったことをしていくことによって、今まで出ていきにくかった人たちに介護予防に施策が浸透するんじゃないかなというふうにも思うんです。

私の祖母は、5年前に107歳でお浄土に行ったわけですが、その当時は要介護4で認知症もちょっとあり、致命的やったのがベッドから落ちて大腿骨を骨折したことによって寝たきりになってしまった。そのときに、認知症はあったんですが、おばあさんが言うには、あんたの顔も忘れて誰やったかも忘れたわって僕のことを言うんですね、名前何やったと。言うところで、「ああ、そうか」という話で、でも、認知症の方って、忘れてしまっていることを分かってはるんで

すよ。認知症になっていない人間は、認知症の方のことを、忘れてはるさかいに気楽でええわってというふうに考えがちですが、実際の当事者は、認知症になっていることをすごく悲しんでおられるわけですね。だから、そういった人たちを増やさないために、今も課長の答えにもあったように、健康で長生きしてもらう、そのために何が必要かということ、今までやってきたことがあかんとかじゃなくて、どんどん足していかなければならないと思うんです。

僕も議員させてもらっていて、行政視察研修に何回か行かせてもらいました。こういった介護保険の取組の先進地に研修に行かせてもらったら、これをしたからすごく健康な方が増えたとか、これをしたからすごく長生きされる方が増えたとかっていうものではなく、今までしてきた施策の上乗せに、今度こういうことをしている、だからその結果、たまたまその御当地では適応されて、そういった健康な方が増えたりとか、長生きの方が増えたのかも分かりませんが、やっぱりいろんなことをどんどんしていかないと、今までと同じことをしているだけでは前に進んでいかないなというふうに考えるわけです。

そこで、先ほど申したように、確かに住民さんが主体になってやられる活動も大切やと思います。いま一度やっぱり行政側から、こんなことをしたらどうですかみたいなことを投げかけながらやっていくというような事業の展開は今後、予定されていませんか。最後に、そういった今後の展望について聞きたいと思います。

○議長（小西久次） 奥住民福祉主監。

○住民福祉主監兼発達支援課長（奥 浩市） 貴多議員から丁寧な御質問を頂きまして、ありがとうございます。

ちょうど今、第8期の計画を策定するという年度でございます。先ほど西村課長のほうからいろいろ通いの場の調査であるとか、そういう実態についてをまとめてまいりました。そういうことを今後は、策定委員会の中でもいろいろと提供しながら、やはり現状と課題の分析をしていく必要があるのかなと思っています。そういうタイミングでありますので、今お話しいただきました内容については、十分に議論していく材料かなと判断しています。

貴多議員が平成12年のお話を頂きましたすこやかサロンにつきましては、当時、国が介護保険制度を定着していく、また、介護予防が大事であるということで国費をつけてほぼほぼ満額やったと思うんです。それを受けて、社会福祉協議会に委託をして事業を実施してまいりました。

ただ、やはり国のほうも方向転換しております。今、通いの場についても様々な主体というお話も頂きましたが、やはり住民さんが自分のものとして考えていけるような方法をとということで方針転換をしてきたのかなと認識しております。

ただ、今おっしゃったように、何かのてこ入れは必要かなと思っています。今回、計画策定の中では、やはりそういう部分での議論もしながら、全部が全部、全集落一斉にということは多分できないと思うんですが、何らかのモデル的な部分を取り入れながら、そこに社協さんなのか、そういう専門機関なのか、そういう部分で入って行って、それを検証して地域にもう一度てこ入れをしていくという形で進めていければいいのかなと認識しておりますので、貴多議員の再々質問についてお答えしつつ、私たちの業務の中でそのお声を届けていきたいなと認識しております。

以上でございます。

○議長（小西久次） 次に、7番、大前セツ子議員の質問を許します。

7番、大前セツ子議員。

○7番（大前セツ子） 令和2年第2回定例会一般質問。7番、大前セツ子。

質問事項、学校再開に向けて。

新型コロナウイルス感染症に対し、文部科学省からは、学校再開に向けて分散登校、学びに大きな遅れを生じないように、地域格差のないようにと示されています。また、滋賀県は5月11日以降、感染拡大防止対策の徹底を前提に、段階的に制限を緩和されました。

竜王町においても感染予防に最大の配慮をした上で、5月18日より分散登校日を設定しての学校再開がされました。

そのような中、子どもたち全員に対してですが、特に小学1年生は、例年であれば4月から登校することで少しずつ体力をつけ、これからの暑い夏に慣れていくのだと考えますが、自粛生活やマスク着用が必要とされる中で、徒歩での登下校は体力的に負担が大きいと思います。また、夏休み短縮や土曜日授業と言われる中、水分補給をするため重い水筒を持ちながらランリュックを背負っての登下校は大変だと思います。

このことから、そのリスク緩和に向けた学校での対応について、現時点で町はどのように考えているか伺います。

○議長（小西久次） 山添学校教育課長。

○学校教育課長（山添美実） 大前セツ子議員の「学校再開に向けて」の御質問に

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、入学間もない小学1年生は、4月から登下校を積み重ねることにより少しずつ体力をつけ、徐々に学校生活や登下校に慣れていきます。これまでから、登校時に高学年の児童が小学1年生の歩くスピードに合わせて歩いたり、荷物等を持ってあげたりするなど、低学年の児童に寄り添う姿が見られます。先の5月18日からの分散登校においても、まずは高学年の児童に小学1年生の状況を理解してもらい、少しでも心と身体の負担を軽減できるよう対応しております。また、同時に保護者の方にも協力を願い、子どもの登下校への配慮についてお願いしています。

また、文部科学省から平成30年9月6日付で、「児童生徒の携行品に係る配慮について」において、宿題で使わない教材や学習用具を置いて帰るなどの「おき勉」を認める通知が出されており、各校では、児童生徒の発達段階や学習上の必要性を考慮し、登下校時の持ち物を減らすことで児童生徒の体への負担の軽減に努めているところでございます。

これから迎える暑さ対策といたしまして、水分補給は最も必要なことであり、保護者も心配されるところでございます。学校としては、子どもたちに多めのお茶を持たせてくださるよう保護者をお願いをしていますが、新型コロナウイルス感染症の影響による大変暑い時期の登校における暑さ対策として、町の防災用に備蓄しています500ミリリットル飲料水の活用を考えており、小学校を中心に必要に応じて各校園に配備し、在校時や下校時に空になった水筒に補給できるように対応してまいりたいと考えています。

さらに、教室のエアコンを有効に活用すること、子どもの健康状態に応じ保健室で柔軟に対応できる体制づくりをするなど、安全・安心な学校・園体制の整備に努めてまいります。

以上、大前議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 甲津教育長。

○教育委員会教育長（甲津和寿） 私のほうから、大前議員の御質問に少し補足をさせていただきます。

今、山添課長が申し上げたところでございますが、5月18日から分散登校を始めました。幼稚園においても分散登園を始めたところでございます。おおむね週に2回ずつの登校・登園をしてきたところですが、おおむね順調に子どもたちは学校・園に通ってきてくれているかなというふうに思っております。

したがいまして、来週6月1日から予定どおり学校・園を再開するという運びで今、学校・園もそれぞれきめ細やかな準備を進めてくれているところです。

いずれにしましても、長い休校期間もございましたので、緩やかにスタートしていきなというふうに思っておって、午後の扱い等もいきなり6時間の授業を始めたりというようなことのないように、徐々に子どもたちの活動を広げていこうと、こんな形で取組をしていきたい、何とかこれを続けていけることを本当に願うばかりでございます。

そうした中でいよいよ暑くなってくるということもございますので、議員が御指摘いただいているように、私たちが暑さ対策、熱中症対策については大変心配もしておるところでございます。

今、課長が申し上げたところに付け加えさせていただきますと、町で防災備蓄しております500ミリリットルペットボトルの飲料水ですが、早速にそれぞれ幼・小・中に数十本配備いたしました。必要に応じて学校再開されたときから使えるように配備をし、さらに足りなければ順次足していこうと思っておりますし、必要に応じて買い足しもまたしていければというふうに思っております。

さらにまた、すぐに準備ができるかどうか分かりませんが、学校にウォータークーラー的なものをうまく配置して、いつでも冷たい水をコップ1杯でも子どもたちが飲んでくれて、熱中症対策につないでくれたらと思っておって今、いろいろ四苦八苦しなながら考えているところでございます。

2つ目に、特に熱中症対策としてですけれども、保健室をしっかりと使えるようにしていくということで、保健室は基本的には常時、もちろん換気もしながらですが、冷房を入れておりますので、外で遊んできて帰ってきたらすぐ教室でエアコンが効くわけにはいきませんので、保健室で常に冷房入れておく中で、もし具合でも悪い、体調が優れない子がいれば保健室で休んでもらって、さらには、保健室には通常ちょっと塩分等も入ったような飲料水も冷やして用意しておりますので、そういったものを有効に活用するなりというようなこともしながら、熱中症対策、暑さ対策を十分に学校・園とも連携を取りながら、子どもたちが元気にこれから夏に向かっても登校してくれることを精いっぱい取り組んでまいりたいなというふうに思っておりますので、議員が御指摘いただいたことを十分踏まえながら、これからの学校再開を進めてまいりたいと思います。

私のほうからの回答とさせていただきます。

○議長（小西久次） 大前セツ子議員。

○7番（大前セツ子） ただいまの説明で、子どもたちへの対策や支援はとても良く分かりました。

しかし、この頃は体温よりも熱い41度という猛暑日もある厳しい暑さの中、夏休みも短縮となり、子どもたちは日陰のない道を登下校していきます。今、答弁していただきましたこと、特にマスクをつけての毎日の中、水分補給や暑さ対策は、親御さんにとってはとても心配なことです。ウォーターサーバーとのお話もありましたが、今後も子どもたちへの熱中症対策、新型コロナウイルス対策に万全を期していただきたいと思います。

これで、質問を終わります。

○議長（小西久次） この際、申し上げます。ここで午後1時まで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（小西久次） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番、橘せつ子議員の発言を許します。

5番、橘せつ子議員。

○5番（橘せつ子） 令和2年第2回定例会一般質問。5番、橘せつ子。

新型コロナウイルス感染症対応について。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため外出自粛、休業要請等が行われているところですが、長引くことが予想されます。今回、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金も出されると聞いています。住民の命と暮らしを守るために有効に活用することが求められています。

そこで、新型コロナウイルス対策で次の点について伺います。

まず1点、現在、町は各課で対応されていますが、今後、独自対策など様々な課題に対し、兼務での対応は難しいと思われませんが、新たな課を設置して対応する等考えているか伺います。

第2点に、子育て世帯への臨時特別給付金として児童手当を受給する世帯に対し、対象児童1人につき1万円が支給されます。

しかし、受給者の所得が所得制限限度額以上の場合、支給はないと聞いています。町独自の対策として、その方々と16歳から18歳の全ての子どもたちを対象とした特別支援金を給付するなどの施策も必要かと思いますが、町の考えを伺います。

第3点に、県の感染拡大防止臨時支援金の支給対象外の事業者、例えば理髪業、マッサージ業などについて、支援は必要と思いますが、町の考えを伺います。

第4点、新型コロナウイルス対策として手洗い励行が言われていますが、高い上下水道料金について免除等考えておられるか、町の見解を伺います。

○議長（小西久次） 市田総務主監。

○総務主監（市田重宏） 橘せつ子議員の「新型コロナウイルス感染症対応について」の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の「新たな課を設置して対応する等考えているか」の御質問についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症の対策業務を行うためには、最優先する業務を整理し、限りある人員を有効に活用して、適時適切に機動的な対応ができる体制づくりをすることが効果的と判断し、4月24日に、くらし・経済対策チームを設置しました。現時点では、そのチームの中に特別定額給付金を担当する、くらし・経済支援グループと子育て世帯への臨時特別給付金等を担当する、子育て支援グループを置き、対応を行っているところでございます。また、必要に応じてチーム以外の職員にも適宜応援を行わせることで、チーム員の負担を軽減するとともに、迅速な対応に資することとしております。

今後も、新しい課の設置については、必要に応じて検討してまいります。当面は設置せず、くらし・経済対策チームを中心に、全庁を挙げて柔軟に対応ができるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、2点目の子育て世帯への支援につきましては、御指摘のとおり子育て世帯への臨時特別給付金は、児童手当の所得制限限度額を超える世帯については給付対象外となっております。給付の対象とならない世帯は高所得であり、具体的には所得基準が622万円、収入に換算しますとおよそ833万円となりますことから、国の制度の考え方に準じて、所得の高い世帯への給付は、当町においても考えておりません。

なお、既に議決をいただきましたが、町独自の対策として独り親家庭への支援を実施いたします。本町に居住されている独り親家庭等については、200万円以下の所得の方が全体の62%となっており、新型コロナウイルス感染症による経済的な支援が必要であると考えられることから、母子父子年金受給者に加えて、16歳から18歳までを対象に1人当たり6万円を給付いたします。

次に、3点目の新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支援金につきましては、基本的に休業要請を行わない施設として、社会生活を維持する上で必要な施設の中で、生活必需サービスを提供する店舗等が定められておりますことから、議員御指摘のとおり、支援対象外となる事業所があることは承知しておりますが、支援金の申請受付、審査及び給付については、県の制度に基づき県で一元的に行われるため、対象としません。御理解賜りますようお願いいたします。

なお、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月がある場合は、法人200万円まで、個人事業者100万円までの持続化給付金の対象となりますので、利用していただけるよう御案内してまいります。

次に、4点目の上下水道料金の免除等に係る町の見解につきましては、上下水道料金の免除については、各御家庭における在宅時間の増加に伴う上下水道の使用の増加に対する負担軽減という趣旨からは、有効な経済対策であると認識しておりますが、本町においてこれを実施するに当たっては、本来徴収すべき料金相当額を補填するための財源のめどがないことから、現在のところ使用料の免除については実施いたしません。

なお、新型コロナウイルス感染症の発生により上下水道料金の支払いが困難な方に配慮し、上下水道料金の納付期限を延長する対策を講じているところでございます。

以上、橘議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 橘せつ子議員。

○5番（橘せつ子） この間、新型コロナウイルス対策については、町独自対策としてもいろいろ御尽力いただいているところですが、まず、第1点目の課の設置のことですけれども、昨年度12月議会で、職員の方の時間外勤務が多いということが挙げられていましたけれども、一部の課に大きく負担がかからないよう働き方を見直していくなど、また、必要な人材は確保していただいて、町の行政がスムーズに進みますように、今回の新型コロナウイルスの関係につきましては、突然でしたので本当に大変だったと思いますけれども、町民の命と暮らしがかかっておりますので、何とぞその辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

第2点目ですけれども、今回の新型コロナウイルスについては、目に見えない困難もたくさんありますし、所得の関係だけではなく、子どもたちには平等に応援していただきたいという思いがあります。3か月の休校、自粛生活、それから、その間の食事代もとてもたくさんかかったという話を保護者の方からも聞いてお

りますし、そういうことを考えますと、子どもたちへの給付というのもぜひとも考えていただきたいと思うところです。

これについては、第2次の補正とかで考えてもらえないかということ、ちょっとお尋ねしたいと思います。

次、3点目の新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支援金ですけれども、休業要請をされなかったけれども、結果的にお客さんがとても減って、大きく減収になったというところは変わらないわけで、その辺については、要請が行われたかどうかだけの問題ではなくて、やっぱり支援が必要かなというふうに思いますので、それについても2次の補正とかで町独自の対策というのとはできないものでしょうか。

それから、4点目の水道料金の件ですけれども、共産党として県との交渉も行っているところですが、免除や減免につきまして、町としても県のほうに交渉していただきたいと思います。その辺は、ぜひともお願いしたいところです。

2点目と3点目の町独自の対応について特にお聞きしたいです。

○議長（小西久次） 杼木副町長。

○副町長（杼木栄司） 橘議員の再質問にお答えしたいと思います。

2点目のと言われた、子どもたちへの平等な支援とある意味、家庭での食事代というふうなことの観点があったかと思います。そういった視点に立ちましては、現在、補正をお認めいただきました給食費の、3か月間でございますが、無償化という視点を考えさせていただいたところがございます。

また、3点目のことにつきまして、これは総合的なことでございますが、今打たせていただいているものにつきましては、現在の時点で把握できる状態のものということでございます。何回か議員の皆さんにもお話をさせていただいておりますように、実際、この影響下でどのようにして経済に影響が出ているかということについては、これからの農業のこと、観光のこと、また事業者のこと、こういったことの度合いを勘案し、しっかりと評価できる目安をもって、それなりのことを考えていかなければならないかなと考えております。そういった意味で、各課、また各組織からの今後の要望等も踏まえまして、総合的に考えてまいりたいと思っております。

町としては今、特に直面することで心配している町民の皆さんのこともございますが、やはり経済の冷え込みによる町の税収というものが今年度、来年度大変心配しているところがございます。そういったことから、やはり打つべき手は打

たなければならないと思っておりますが、できるだけ有効な手を打ちながら、全てほとんどが一般財源、税収に頼るものでございますので、その中でも打つべきところは打つということも含めて、我々もいろいろ検討してまいりたいと思っておりますので、今後、議員の皆さんの御意見なり、また住民さんのいろいろな思いはございますが、そういった形で相互調整を図りながら進めてまいりたいと思っております。アフターコロナもしっかりと付き合いながら、新しい日常ができるように期待も申し上げておりますので、万全の体制で進めてまいりたいと思っております。

御質問ではなかったわけですが、業務のほうにつきましても優先順位をしながら、特にチームを設置した分については、よその町も含めまして、定額給付金等の申請、さらには交付ということで、本日第一便が入金されていると思っておりますが、それなりにスピーディーに対応させていただいていると思っておりますので、御報告申し上げまして、再質問への回答とさせていただきます。

○議長（小西久次） 橘せつ子議員。

○5番（橘せつ子） 国のほうも、第2次の補正を組んでいるところですが、今後、町としてどのような第2次補正を考えておられるのか、もしありましたら教えてください。

○議長（小西久次） 杼木副町長。

○副町長（杼木栄司） 橘議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

あらゆる場面から検討を進めていかなければならないし、先ほど申しましたように、町民の方、事業所の方々の支援ということに加えまして、やはり学校が再開される中での、こういった形での対策を講じていかなければならないか、我々が補正をお願いさせてもらった以外にどういう展開が出てくるのか、こういったことも十分検討していかなければならないかと思っておりますし、さらに、事業者に対しての単純な、言い方悪いですが、支援ということで、何かさらに地域の経済が活性できるように仕掛けをしていかなければならないかなと思っております。

次の対策につきまして、そういった観点で日頃、執行部内部のほうでは議論をし始めておるところでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

橘議員への再々質問への御回答とさせていただきます。

○議長（小西久次） 次に、2番、中村匡希議員の発言を許します。

2番、中村匡希議員。

○2番（中村匡希） 令和2年第2回定例会一般質問。2番、中村匡希。

幼稚園・小・中学校再開に関する保護者のケアについて。

新型コロナウイルス感染症についての情勢は日々刻々と変化し、執行部としても、臨機応変にこれに対応をすることが求められています。感染症対策の急所は、ウイルスの専門家という立場ではない人物がこの未知の脅威に対して、主たる立場で臨まなければならない点にあります。そのため、予防対策は柔軟性に富むべきであり、臨機応変と朝令暮改は分けて考えるべき姿勢が求められています。

当初、5月31日までとされていた幼稚園・小・中学校の休校は、前倒しで再開となり、これについて保護者の中には、拙速ではないかという不安を口にする人もあります。この問題は、感染症対策を学校の敷地内でどのように講じるかということではなく、むしろ保護者の心理的なケアをどのように行うのかという点がより本質的な課題であると考えます。

そこで、次の点について伺います。

1つ、現状では、保護者の意見や不安の相談窓口は各学校園や教育委員会など断片化していると感じますが、保護者の相談窓口を一元的に設けてはどうか。

2つ目、登校についての判断は家庭に委ねられているが、生徒、並びに保護者には「出席停止」という文言が分かりにくい。この意味とは何か、また、成績への反映はどのようにされるのか。

3つ目、出席停止の場合の学習支援を具体的にどのように行うのか。

以上3点、伺います。

○議長（小西久次） 山添学校教育課長。

○学校教育課長（山添美実） 中村匡希議員の「幼稚園・小・中学校再開に関する保護者のケアについて」の御質問にお答えいたします。

6月から学校・園を全面再開するところですが、新型コロナウイルス感染症との付き合いは長期戦であり、持続的な対策と対応が必要であるという認識に立ち、また、国から示されている新しい生活様式を踏まえながら、できる限りの感染予防対策を講じ、子どもたちの安全・安心を最優先に、学校園における教育活動を推進してまいります。

幼稚園・小・中学校の再開に当たっては、保護者の方の心理的なケアを丁寧に行うことが必要であると、3点について御質問いただきました。

まず1点目の、保護者の相談窓口の一元化に対しましては、4月の休園・休校時には、4月24日付で、休園・休校中の電話相談について保護者様宛てに文書案内をいたしました。その内容は、休園・休校中の不安やストレスを抱えるお子

様や保護者の方の悩みや困り事等の相談については教育委員会、また、子どもの学習や生活についての具体的な相談は、各校園にお問合せをいただくようにと案内いたしました。このことにより保護者の方からは、「しっかり聞いてもらえた、相談に乗ってもらえた」などの感想が寄せられており、児童生徒からは、「担任や教科の先生に質問したら良く分かった」などの感想が寄せられています。

今後におきましても、保護者の方の思いを真摯に受け止め、学校園の現場の教職員と教育委員会の指導主事やスクールソーシャルワーカー等が連携を図りながら、御意見や不安等にお応えしていきたいと思えます。

次に、2つ目の、「出席停止」の意味と成績の反映をどうするかの御質問についてですが、「出席停止」は、学校の秩序を維持し、ほかの児童生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点から2つに分けられています。1つ目は、学校教育法に基づく「出席停止」であり、2つ目は、学校保健安全法に基づく「出席停止」です。

今回の場合は、学校保健安全法に基づく出席停止の意味で、感染症や伝染病防止を目的としたものであり、校長が学校において予防すべき感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、または、かかるおそれのある児童生徒の出席を停止させることができるという根拠に基づいて行う出席停止です。このことから、出席停止の扱いは欠席扱いにはならないので、進級や進学に当たって不利になるようなことはありません。

また、出席停止扱いの児童生徒の学習については、学習の進捗状況や定着度合いを小まめに確認し、個別の学習支援を工夫して、学習の保障に努める中、成績に反映をしております。

次に、3点目の、出席停止の場合の学習支援につきましては、学級担任等の家庭訪問や学校からの電話やメール等を活用した児童生徒の実態把握、また、可能な範囲での放課後の個別登校などを実施し、個別に学習のポイントを絞った支援を行い、学習の歩みを止めない工夫による学習支援に努めてまいります。

以上、中村議員への回答といたします。

○議長（小西久次） 中村匡希議員。

○2番（中村匡希） 今回のこの質問のきっかけというのを一つお話しさせていただきたいんですけども、父兄の相談窓口を一元的に設けてはどうかということをお伺いしました。この理由というのは、僕が聞いた話では、保護者の方が学校に電話したら、教育委員会に聞いてくれというような、ちょっとたらい回しのよ

うなことがあったというふうに聞いていますので、実際、学校に聞かれても答えられないことって必ずあると思うので、そういう対応をするのは致し方ないとは思いますが、そういうところで対応が雑にならないように一つ、丁寧に対応していただきたいなという、これは1点、お願いをさせていただきます。

それから、再質問に当たって、昨日の時点で、幼稚園・小・中学校の再開についての文書が町長と教育長の連名で出されていると思うんですけれども、保護者だよりですので、もう少し教育委員会としてこういうことをしたとか、そういうことをもっと具体的に書いていただいたらいいんじゃないのかなと僕は思うんです。

これを読んでみると、「おかげさまで各校・園とも予定どおり分散登校・登園を実施することができており、学校園に活気や笑顔が戻ってきました」というようなことで、皆さんが本当に対策でお時間を取られているということは重々承知なんですけれども、何かこういう必死に対応しているんだということを、あえて見せることをするべきじゃないのかなと思うんです。だから、これは生徒さん向けに書いているわけじゃなくて保護者に出している文書なので、もう少しリアルなところについて書いてもいいのではないかなと。教育民生常任委員会の所管事務調査では、教育委員会関係だけで45日間で22回も会議していると。これは、非常にすごいことだと思うんです。あえてその回数を書く必要はないかもしれませんが、これだけの準備をしてきたんだということを、もう少し出してほしいんです。そうすると、やっぱり強いメッセージとして保護者の方々にも力強さが伝わると思うので。

すみません、ちょっと長くなりましたけど、質問として、立場としては教育長になるかと思うんですけれども、教育長として学校再開に当たりこれだけのことをしてきましたと、その自分の名前でA4、1枚ぐらいでそういったメッセージを出すつもりはあるのかという点について、一つお伺いしたいと思います。

すみません、あともう一点だけあるんですけれども、4月上旬から学校が休校措置になりまして、6月から再開になると。実質的に空白の2か月、あるいは失われた2か月と言っても、今、教育期間の隙間ができてしまったと思うんです。これは、皆の教育が遅れているというふうに捉えがちなんですけれども、私は、そうではないと思うんです。この2か月間で、例えば、自宅学習で自分の家の子どもにお父さん、お母さん、あるいは兄弟姉妹なりが勉強を手伝ったりだとか、そういったサポートができた家と、あるいは共働きでやっぱり子どもの教育、プ

リント学習にまでうまく手が回らなかったとか、そういった家も必ず出てきているはずなんです。

だから、この2か月という隙間があって、いざ蓋を開けてみると、教育の格差というのは結構大きく開いているのではないかなというのを、私は考えているんです。これは実際に学力テストをしてみないと、そういった学力差がどのくらいあるのかというのは分からないと思うんですけども、もう今の時点から、その差がついた場合の対応とか、学習支援というのをどうするのかというのは、当然もうこれは想定して、対応について今のうちから考えておくべき問題であると思うんです。これからの課題で、この2か月でどのくらい差が出たかということと、その差が出た場合、どういう対処をしていくのかということについても併せて伺いたいと思います。

○議長（小西久次） 甲津教育長。

○教育委員会教育長（甲津和寿） 中村議員の質問に、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず初めに、今回中村議員から御質問を頂いた中で、実は、子どもたちの登校不安というのは、保護者の皆さんの不安であって、そこの不安が払拭されることで子どもたちも安心して学校に行けるのではないかなというような御指摘を頂いたと思いますが、この御指摘というのは非常に重要だと、私は改めて感じております。

と申しますのは、先ほどからおっしゃっていただいているように、もう学校も私たちも本当に2月の中頃の一斉休校が始まったときから、子どもたちをどのように指導していくのか、また関わっていくのか、家庭にどう働きかけをしていけばいいのか、学校は何ができるのか、幼稚園はどういうふうに子どもたちと関わればいいのかという本当に悶々とするような毎日で、苦渋の選択と決断をしてきたところですが、そういったところでいろいろ対策や手を打ってきていますし、例えば学校のほうでは、子どもたちの休みの間、1週間に1回、いろんな教材を作ってはポストに入れさせてもらって、またそれを回収しながら子どもたちを次のステップへの学びにつないでいく等々取り組んでいるところですが、そういったことが十分にはお伝えできていないのかな、あるいは、今度6月1日から再開するに当たっても、例えば給食についても緩やかに取組ができるようにということで、例えば品数を減らしたり、あるいは個包装を増やしたり、あるいはフェイスシールドのような安全策を取ったりとするようなことも、我々としてもこ

れで一つ新しいことができたと思っておりますが、なかなかそれが御家庭やお子さんにも通じていないところで、本当に大丈夫なのかと、こういうような御心配になるのかなということで、改めてしっかりと取り組んでいることを発信していくことが大事だということを感じさせてもらいました。

実はこのことは、今日の本会議で一番最初に鎌田議員さんが御質問された見える化というか、しっかりとその取組を広報していくということが非常に大事だという御指摘を頂いたことに相通することかなというふうに思っております。

そういう意味で、実は今、手元に持っておるんですか、先週の5月20日付で第5回の校園長会をやったんですが、そのときにこんなふうに書きました。「感染防止策に最大限に取組ながら、精いっぱい教育・保育活動を展開していることを学校だよりや配信メール、ホームページ等で積極的に発信してください。そのことが保護者の皆さんの安心や信頼につながると思います。令和2年度の教育行政基本方針の重点の1つは、積極的に広く発信していくことです。ぜひ学校園で役割分担をしながら、前向きにこのことに取り組んでください」、このように校園長会の中で私の文面で書かせてもらったところです。

ちょうどこの御質問を頂いたのはもう少し前でしたので、そのことも踏まえながら、これから学校再開するに当たって、より安心していただけるというのは、過大評価する必要はないですけれども、しっかりと取り組んでいることをお伝えして、安心につないでいただくということではないかと、こういうふうに思っております。

そういう中で、先ほど来おっしゃっていただいているように、昨日発出した文書は、ずっと私どもは教育委員会で議論をして、そのことを町のコロナウイルス対策会議で決定していただくということでずっとステップを踏んでまいりました。教育委員会で考えていることを町の取組としてということで、一連性を持たせているところから、今までから発出の文書については町長名と教育長名でずっと出させてもらっていると、これは竜王町の一つの特色ではないかと思っております。

そうした中で、出させていただく文書については、気持ち的には本当に子どもたちが学校に来てくれて笑顔が戻ったり、校長先生の中には、子どもたちが元気に来てくれる分散登校で先生に笑顔が戻ってきましたと、やっぱり子どもたちがいての先生ですねと、こんな感想ももらっているところです。

そういったところまで書き込むとなると少し長くなるというのと、町からの発信ということもありますので、実は、今申し上げたように、そのようなことは学

校だよりであるとか、学年だより等、あるいは配信メールで、ちょっとこんなことがありましたというようなことを今、各学校園が工夫して出してくれてますので、私たちとしましてもまた、今おっしゃっていただいたような、学校が再開してさらに子どもたちと一緒に頑張っていこうみたいな、町としても応援をするし、子どもたちも頑張っていこう、そんなメッセージ的なこともさせればと思いますので、また学校再開して少し様子を見ながら、そんなところも考えてまいりたい、今御指摘いただいたことも考えてまいりたいかなというふうに思っているところでございます。

2点目に御質問いただきました、子どもたちの学びの差でございますが、おっしゃるとおりに様々な御家庭の状況があるという中では、本当に子どもたちの学びに、あるいは学習の取組に開きがあるだろうというふうに思っております。もともとそれぞれの子どもの力ももちろんありますので、そういったことも考え合わせると、長い休校の間には、その差がまた一段と大きくなっている部分ももちろん実感としてあるところでございます。

そうした中で、3、4、5月については、できるだけ各家庭へ学習する課題を、先ほど申し上げたようにポストインさせていただいて、そしてそれを提出いただく中で、できてる部分、できていない部分を個別に対応したり、先だってから補正予算も認めていただきましたけれども、携帯電話を増設しましたので、その電話をフルにも活用しながら、直接出会えなくても、ちょっと学習に難しさを感じておられるお子さんには、提出されたものを見ながら個別に連絡を取ったりとか、そんなこともしながら各小中学校では取組をしてくれているところでもございます。

そうした中で、いよいよ6月から再開するところですが、今私が各校園長に申し上げているのは、できるだけ最初は緩やかにソフトランディングをしながら、子どもたちがまずは学校慣れをしていくこと、そして始まったからといって、一気に詰め込み的な学習内容にならないように十分に緩やかな取組をしながら、特に学校生活・園生活にまずは慣れるということを大事にしながら進めていこうと、こんなふうに話をしておるところです。

いよいよ本格的に学習が始まりましたら、今、国の2次補正もあるんですが、そういったことも視野にも入れつつ、町でいろいろ御配慮もいただいている県の教職員だけではない、町の支援員さん、あるいは図書館で関わってもらっている先生、あるいは不登校・いじめ対応支援員さん等々もフルに子どもたちに関わっ

ていただきながら、個別具体的な支援ができたらと。

とりわけ今考えておりますのは、特に学習に関して、通常ちょっと分かり切っていないお子さんがこの間、もう一つ分かりづらくなっていると思いますので、始まりましたら授業時間以外のところも有効に活用したり、あるいはそういうお子さんを対象にしたような学習方法を工夫するとか、そういったことも考え合わせながら、一人一人のお子さんに合う取組を何とか工夫してできないかなど、こんなふうに思っているところでございます。

いずれにしましても、長い休み全てを回復することはできませんけれども、長期休業も短縮もしながら、また授業時間の取り方も工夫しながら、また小学校であれば、15分の学習を毎日続ける短時間学習という方法もありますので、そういったこともいろいろ駆使しながら、一人一人のお子さんの学びを充実させていくように精いっぱい頑張ったいというふうに思っておるところでございます。

そうしたことを最後に、積極的に私たちとしても、また学校園からも発信をさせていただく中で、保護者の皆さんの安心が結果として子どもたちの安心につながると、こういう考えのもとにこれからも進めてまいりたいと思っております。

以上、中村議員への質問のお答えとさせていただきます。

○議長（小西久次） 中村匡希議員。

○2番（中村匡希） 分かりました。極端に言えば、学校再開に反対している家庭というのは、僕はないと思っているんです。というのは、行かせて安全なところなのか分からないから不安を感じていると、特に保護者の方が、それが問題の本質ではないのかなど。やはり家庭で、この2か月ずっと子どもさんを見て、給食も出ないし、御飯も家で出さなきゃいけないということで、家庭内の負担というのも相当大きかったと思うし、再開されることというのは、基本的には誰もが歓迎することだと思うんです。それに当たって、保護者の方が快く子どもたちを学校に行かせられるような、情報の充実であるとか、高いメッセージ性を持った文書の発出であるとか、そういったことにぜひ力を入れていただきたいというのが私からのお願いであります。

再々質問ということで、もう一つ。

せんだって、どこかの委員会でもこういう話があったんですけども、義務教育の「義務」って一体誰が負うのかという話で、本来ですと、これは保護者が負うのが義務教育の「義務」という意味なんだと、国民の三大義務というのは、

「教育」、「勤労」、「納税」とありますけれども、一方で三大権利というのがあると。それが「生存権」と「教育権」と「参政権」である。学校が保障しているのはこの三大権利の、子どもたちが勉強を受ける権利を保障しますということで、一方で、家庭内で子どもたちの教育に対する保護者の義務とは何だろうかというのを、やっぱりこのコロナ禍において問い直す時期に来ているのではないのかなというふうに思うんです。

いたずらに、私の周りの人もいろいろ保護者の方の意見として、学校は一体何をしているんだというような意見を言われる方も確かにあったんですけども、一方で、やはり保護者が負わなければいけない責任だとか義務というの、確かにあると思うんです。だから、100%学校に押し付けるわけではなくて、こういうときこそ保護者にやっていただきたいことについても、やはりメッセージとして出すべきなのではないのかなと。

聞いた話では、検温とか、そういうものまでやらなきゃいけないのかということ言われた方がいたんですね、家庭内で。僕は、これは絶対に必要なことだと思うんです、検温してから学校に行かせるかどうかと、背中を押してあげてほしいと。これは、家庭の義務だと思うんです。そういった「やってほしいこと」というのもやはり明確に出すべきだと思うんです。学校ばかりが責任だとか、義務を負うわけではなくて、こういう非常事態での教育なので、いかにお互いに乗り切るのかというところで、お願いという形にはなると思うんですけども、そういう家庭内でのお願いというのを明確に、どういったものがあるのかということ改めて質問でお伺いしたいと思います。

この学校関係では、休校に関して結構もめた部分もあるとは思うんですけども、私たちは別に人間同士で争っているわけではなくて、あくまで敵は人類共通の敵であるコロナウイルスなので、人同士で争うのではなくて、もちろん一致団結してこの脅威に当たらなければ、ウイルスと闘わなければいけないというのを最後に再確認させていただきたいと思います。

以上、1点だけ伺います。

○議長（小西久次） 甲津教育長。

○教育委員会教育長（甲津和寿） 中村議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

先ほど来お話をさせていただいているところで、今もおっしゃっていただく、やっぱり保護者の皆さんの不安というのが子どもたちの不安につながっていると。

そうした中で、5月18日から分散登校を始めました。これは子どもたちを、大きく言えば各クラスを2つに分けたりしながら登校、そしてまた教室での十分な感染症防止対策をとりながら分散登校・登園を始めたと。

この結果として、本日までにですが、今まで4回やってきたところですが、幼稚園のお子さんの中には、もともと基礎疾患をお持ちで、そのことも含めて少し感染症のことが心配だということでお休みになっているお子さんが数名ありますが、今のところ小・中については、全員が学校へ登校してくれています。

6月1日以降、これを一斉に登校ということになると、もちろんまた違った心配も出てまいりますので、そこにしっかりと対応できるようなことを学校からも、昨日の発信も給食等も含めてお伝えをしたところですが、そういう形でより安心をしていただけるような発信をしながら、子どもたちが全員そろって学校で学ぶ権利を行使してくれるように取組をしてまいりたいなというふうに思っているところでございます。

そうした中で、これまでも家庭でいろいろ協力をお願いしてきたところですが、4月頃からずっと私が思ってきましたのは、子どもたちの学びを、1つは、今までは学びを修めるという「学修」という取組方をずっとしてきて、習ったことをまた家でも振り返ると、こういう学びであったんですが、いよいよ休校が続く中では、少し学校・園と話をしながら、子どもたちが自分から学んでいく、自学自習というか、その学習というのは、学びを修める「学修」から「学習」へというような一つの働きかけをしていこうということで4月、5月と取組をしてきました。もちろん先ほどの御指摘にあったように、お子さんには個人差もありますし、じゃあ何をどうやったらいいんやというのももちろんありますので、個々にそれぞれの対応はさせてもらっているところですが、今まで習ったことや今まで知っていることを振り返るというだけじゃなくて、自分から求めていくような学習、学びを深める、自学自習というような、そういう学びの方向性をこれから子どもたちと大事にしていく、そういうことをこれからも取り組んでいかないと、今後さらにこういうことが続いたりするときに余計必要になってくる、例えばオンラインの授業であるとか、遠隔授業というのは、子どもたちがその気になって学んでもらわないと、幾らこちらから発信しても広がっていきませんので、やっぱり自学自習力というか、学びを自分で深める学習の力をつけてもらえるような働きかけをしていきたい、そういう意味で今年度、学校と家庭と地域を結ぶような一層の家庭教育の在り方というのを、生涯学習課を中心に国の委託事業も頂きなが

ら進めようと思っておりますので、そういった中でも今のようなことを働きかけさせてもらっていければというふうに思っております。

またあわせて、やっぱり御家庭でぜひともお願いしたいなと思っておりますのは、やっぱり子どもたちの健康安全に関わるところの土台になる生活基盤を、お家ではしっかりと整えていただきたいなというふうに思います。まずは、健康で安全な子どもたちであってほしいということで、規則正しい生活をしっかりと家庭で身に付けてほしい、そして、食事も含めてですけれども、健康な体を維持しながら学校園に登校・登園してきてもらいたい、そこは、御家庭でぜひともお願いをしたいと思っております。

あわせて、学校でも精いっぱいいろいろなことをするわけですが、やっぱり家庭の教育というか、家庭のしつけというか、それぞれ御家庭の思いもあると思っておりますので、やっぱり正しいことは正しい、いかんことはいかんというようなことも含めた家庭でのしつけといったものも、それぞれの御家庭に合わせてお願いができたらと。もちろん学校でもそういったところは大事にしていきますが、学校はやっぱり集団の中で子どもたちが学んでいくことを大事にしていきたいと思っておりますので、御家庭で今申し上げたようなところを大事にしながら、それぞれの御家庭のお子さんに寄り添っていただくような取組をしていただければと思います。

最後に、子どもたちには、やっぱりどの場面であっても人の話が聞けるというようなことを大事にする、そのことが人を思いやることにもつながると思っておりますので、そういったことは学校と家庭で力を合わせながら取り組んでまいれたらと思っております。

いずれにしましても、6月1日から何とか総力を挙げて、子どもたちの学びの保障と活動に全力で支えていきたい、また、地域や保護者の皆さんのお知恵や議員の皆様方の教えも賜りながら頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞ今後とも御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上、中村議員への再々質問のお答えとさせていただきます。

○議長（小西久次） これをもって一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午後1時48分